

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第1号

答申番号：令和4年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、入居した賃貸住宅（以下「本件居宅」という。）には故障した暖房器具が設置されているのみであり、管理会社は当該故障に対応しないこと等から、本件居宅に設置する暖房器具の購入費用に係る申請（以下「本件申請」という。）を却下した原処分（生活保護変更申請却下処分）が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

本件居宅に暖房器具があることは、建物及び駐車場賃貸借契約書に係る重要事項説明書（以下「本件説明書」という。）並びに管理会社から確認しており、本件居宅の暖房器具が故障しているならば、請求人が管理会社に修理の依頼を行うべきである。よって、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 本件居宅には暖房設備が設置されており、請求人は最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないということはできず、また、仮に暖房器具が故障していたとしても、まずは貸主と請求人との間で締結された賃貸借契約の内容により解決を図るべき問題であり、本件申請は支給要件に該当しないから、原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のおおりに、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年4月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、新たに保護を開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合等の特別の需要のある者について、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであることとされ、家具什器費のうち、暖房器具については、被保護世帯が、保護開始時において最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないときなどに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときに支給されるものである。

そこで本件をみると、処分庁は、本件説明書及び管理会社の聴取によって本件居宅には暖房設備が設置されていることを確認しており、本件申請は最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときに支給されんとする支給要件に該当しないことから原処分を行っていることと認められる。この点、請求人は故障した暖房器具が設置されているのみであり、管理会社は当該故障に対応しないなどと主張するが、仮に故障の事実が認められるのであれば、まずは請求人と管理会社との間で締結した賃貸借契約に基づいて、当事者間で解決を図るべきである。

以上のことから、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子